

裁判員制度について

市民が刑事裁判の審理に参加する裁判員制度が、2009年5月に開始されますが、裁判員制度について整理しておくべきポイントをまとめましたのでレポートいたします。

裁判員制度の概要

有権者から選ばれた裁判員が、裁判官とともに裁判を行う制度

対象となる事件は、地方裁判所で行われる刑事裁判のうち、殺人罪、傷害致死罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪等一定の重大な犯罪についての裁判

裁判は、原則として裁判員6名、裁判官3名の合議体で行われる（被告人が事実関係を争わない事件については、裁判員4名、裁判官1名）

裁判員は審理に参加して、裁判官と証拠調べを行い、有罪か無罪かの判断と有罪の場合の量刑を行う

法律の解釈、訴訟手続など法律に関する専門知識が必要な事項は、裁判官が担当する

裁判員が正当な理由なく出頭しなかったときは、10万円以下の過料に処せられる

裁判員制度に関する詳細の内容は、以下のHP参照

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判員としての職務遂行の性格

労働基準法において、労働者が裁判員として職務を遂行する場合の性格は、平成17.9.30の通達で「裁判員の職務を労働基準法第7条の公の職務に追加する」と発せられている。（基発0930006）

したがって、労働者が裁判員として公判日等裁判に出頭するために必要な時間を請求した場合は、使用者はこれを拒むことはできないことになっている。（労働基準法第7条）

また、使用者は「労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」ことになっている。（裁判員法第100条）

公の職務と給与の関係

労働基準法第7条の公の職務遂行のための公民権行使の時間については、「使用者に賃金の支払義務は課されておらず、有給とするか無給とするかは当事者に委ねられている」（昭和22.11.27基発399）

したがって、公の職務遂行のための時間を有給にするか無給にするかは、就業規則（賃金規程）等で定めることになる。就業規則等で定めていない場合は、これを機に決めておくべきである。

他社状況（8/1：毎日新聞）

始まる裁判員制度：「特別休暇」7割で妥結 大半が「有給」保障 - 連合まとめ

- ・ 来年5月に導入される裁判員制度に向け、労働組合が「裁判員休暇」の整備を経営者に求める動きが加速している。

- ・ 連合（高木剛会長）が今春闘から、「裁判員休暇」に関する労働協約の締結を要求項目に掲げたところ、7月2日現在、要求した1071組合のうち741組合で妥結した。妥結率は約7割で、連合は「経営側の意識が高まっている」と評価している。

筆者注：連合傘下の単位組合約1万2000では、約6%

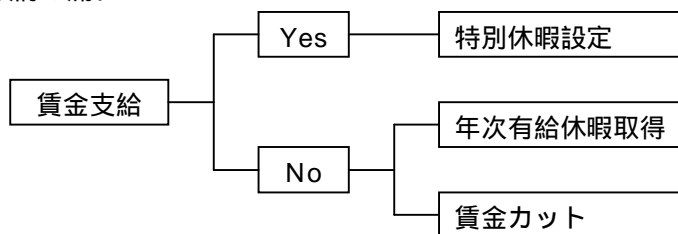
- ・ 裁判員法は、労働者が裁判員や裁判員候補者として休暇を取っても解雇や不利益な取り扱いをしてはならないと定めている。経営者が有給休暇とするかどうかは規定がなく、各企業に判断が委ねられている。今年の春闘から連合は、要求事項の一つとして「裁判員制度にかかわる労働協約（特別休暇）の締結」を掲げた。
- ・ 連合によると、裁判員や裁判員候補者に支給される日当の金額と賃金の差額のみを支給するという条件を示す企業も一部にあるが、日当とは別に有給休暇を保障する企業がほとんどだという。

参考（8/5：日本経済新聞）

裁判員、4911人に1人 昨年件数基に試算

- ・ 市民が刑事裁判の審理に参加する裁判員制度の開始を来年5月に控え、最高裁は4日、2007年に起訴された殺人や強盗傷害など裁判員対象事件数が2643件だったと発表。
- ・ 最高裁によると、07年に全国の裁判所が受理した裁判員対象事件数は統計を取り始めた03年以降で最も少なく、06年の3111件から468件（約15%）減少した。罪名別で最も多かったのは強盗傷害の695件。殺人が556件、現住建造物等放火が286件、強姦致死傷が218件の順で続いた。
- ・ 昨年9月現在の有権者数を基に計算すると、全国平均で4911人に1人が裁判員に選ばれ、実際に有罪・無罪や量刑を決める審理に加わることになる。

検討の流れ



まず、賃金支給を行うか否かを決定する

支給する場合は、特別休暇を設定する

支給しない場合は、労働者に

- 年次有給休暇を取得

- 賃金（不就労部分）のカット を選択させる

* その他に、「諸休暇届」の帳票に公の職務欄を設ける等の検討も必要かと思います。

裁判員制度導入に合わせ、会社の就業規則、賃金規程、その他の規程を確認する良い機会と思われます。

以上